

償却資産の申告は義務です!!

事業用に所有している資産は、償却資産として土地・家屋と共に固定資産税が課税されます。

償却資産とは

事業の用に供されている構築物・機械・器具・備品等で、具体的には次のようなものです。

【業種別の償却資産の例】

業種	課税される償却資産の例
共通	パソコン、コピー機、看板、自動販売機、駐車場の舗装工事など
農林業	田植機、堆肥舎、サイロ、コンバイン、脱穀機、耕運機、梨棚、ぶどう棚など
医業	医療機器（レントゲン装置、歯科診療ユニット、ファイバースコープなど）
アパート・不動産貸付業	フェンス、駐車場等の舗装、自転車置き場など
クリーニング業	脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備など
理容・美容業	洗面設備、サインポールなど

償却資産の申告は1月31日までに

毎年賦課期日(1月1日)現在で償却資産を所有している人は、1月31日までに償却資産の所在する市町村長に申告をする義務があります(地方税法第383条)。無申告または虚偽の申告をした場合、過料または罰金に科される場合があります。

必ず申告をしてください。

申告書について

前回申告をした個人・法人の事業主には、申告用紙を12月中旬に送付します。申告が必要な人で、申告書が手元にない人は、益城町ホームページ(<http://www.town.mashiki.lg.jp/>)からダウンロードができますので、確認をしてください。また、役場税務課固定資産税係まで連絡をくだされば、申告書を送付します。

平成23年度申告分から電子申告(eLTAx)による申告も導入予定です。地方税ポータルシステムeL

TAXのホームページ(<http://www.eltax.jp/>)から利用できるように調整中ですので確認をお願いします。

法人税・所得税の確定申告とは異なる申告となりますので、別に申告をお願いします。

税額の計算方法

税額 = 償却資産の課税標準額の合計 × 税率 1.4%

課税標準額とは、賦課期日(1月1日)現在における課税の対象となる償却資産の残存価額です。

※ただし、課税の対象となるすべての償却資産の課税標準額の合計価額が150万円未満なら、免税となり、償却資産に対しての固定資産税はかかりません。



問い合わせ先 役場税務課 固定資産税係
☎ 286-3111 内線 145・146